

令和3年第12回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年12月22日
13時30分～14時45分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和3年第12回海老名市農業委員会定例総会

令和3年12月22日「令和3年第12回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一
5番 鈴木 守 6番 小島 富士男 7番 波多野 寛 8番 市川 和美
9番 竹内 章人 10番 新戸 和夫 11番 守屋 福夫 13番 二見 務
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第62号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4 議案第63号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 農地転用届出による専決処分について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、7番委員、8番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから4ページ、4. 報告事項の(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、を事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況を報告した)

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書5ページ、5. 付議事項、日程第1、議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

お諮りいたします。受付番号17と18ですが、譲渡人が同一で、贈与する農地が元は1筆の農地であるので、説明、質疑、意見については一括で行い、採決は1件ずつ行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

おります。申請書には、地域集落の取決めに従い、支障が出ないように耕作を行う旨、記載がありまして、機械の面、労働力の面、技術の面、どれを見ても譲受人として問題ないと思われまます。そのほか、許可をすることができない場合が定められております農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この2つの案件に関しまして、特に問題ないと思われまます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。14番委員。

【14番委員】 昨日、現地確認に行つてまいりました。現地は、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思ひます。

【議長】 それでは、受付番号17と18について、一括して質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、まず、受付番号17について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よつて、許可相当といたします。

続きまして、受付番号18について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よつて、許可相当とさせていただきます。

続きまして、議案書5ページから7ページ、受付番号19と20ですが、お諮りいたします。

受付番号19と20は、同一農家世帯の親子間の農地贈与について許可を求める申請です。受付番号19は親から子への贈与、20は子から親への贈与です。よつて、説明、質疑、意見については一括で行ひ、採決は1件ずつ行ひたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。それでは、受付番号19と20について、事務

局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号19、申請地は、杉久保南■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与でございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料3でございます。

続きまして、受付番号20、申請地は、中河内字■■■■■■■■■■、登記簿地目、用悪水路、現況地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与でございます。現地の案内図、写真につきましては、資料4でございます。

【議 長】 地区委員が欠席しておりますので、続けて詳細説明をお願いいたします。

【主 査】 ■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん、お母様の■■さんが農業従事者だそうです。経営主は、令和3年の農家台帳では■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は70年、農業従事日数は150日、娘さんの■■さんの農業経験年数は23年、農業従事日数は300日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地は田が■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、耕運機2台、防除機2台、トラックやユンボ等を所有しております。申請書には、地域集落の取決めに従い、支障が出ないよう耕作を行う旨、記載がありまして、機械の面、労働力の面、技術の面、どれから見ても譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められております農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この2つの案件につきまして、特に問題ないと思われます。

【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。14番委員。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 こちらの申請なのですが、以前、■■■■■■の工場を建築する際の一時転用、いわゆる工事車両等の一時転用として申請が上がっていたところですが、今回、そちらの一時転用の復元も完了して畑の状態になってから、改めて従業員の駐車場として転用したいという申請でございました。こちら、会社敷地内のほかにも、従業員用の駐車場が必要となったということで、今回の申請に至りました。

資料6-1の左下の農地区分をご覧ください。今回の申請地ですが、農地の立地基準につきましては第2種農地になります。こちらにつきましては10ヘクタール未満の広がりの中で、市街化区域より500メートル以内にある農地であることから、2種として判断ができます。

続きまして、資料6-2から4の土地利用計画図等をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地は、西側が鳩川、南側は市道を挟んで■■■■■■、東側は市道を挟んで市街化区域となっておりまして、申請地を駐車場として整備し、使用するという計画です。申請地につきましては、南側に向け勾配をつけ、アスファルト舗装としまして、南側にはU字溝や浸透ます、油水分離槽を設け、処理する計画となっております。車両の出入りにつきましては、資料にもございますが、南側の工場内からの出入りのみとする計画となっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号11について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号11について、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第3、議案第62号 引き続き農業を行っ

例農地等の明細ですが、杉久保字■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■平米のほか■■■筆、合計、■■■■■■■
■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で12月15日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題はないと思います。

【議長】 それでは、受付番号30について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号30について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書11ページ、受付番号31について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号31、被相続人は、中河内■■■■■■■、■■■■■■■、相続人は、中河内■■■■■■■、■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年1月31日から令和3年12月12日までです。特例農地等の明細ですが、中河内字■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農振農用地区域内、■■■平米のほか■■筆、合計、■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で12月15日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題はないと思われま

【議長】 それでは、受付番号31について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号31について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書12ページから26ページ、日程第4、議案第63号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」を議題といたします。

本議案の計画案の数は53でございます。このうち、新規の計画案は、受付番号82から83、87から90、95、98、105、116、122の11件で、残り42件は継続の計画案でございます。

お諮りいたします。本議案の審議方法ですが、まず、継続42件について一括説明、一括質疑、意見、一括採決を行い、その後、新規計画案11件について一括説明、一括質疑、意見、1件ごとに採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

継続の42件のうち、受付番号84、101、102については、10番委員が借り手として農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に該当しますので、この3件を先に審議をいたします。

10番委員には、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

(10番委員退席)

【議 長】 それでは、再開いたします。

受付番号84、101、102について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画（案）を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画（案）を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。この期限が迫っている旨のお知らせを

【議長】 それでは、一括して質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号84、101、102について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(10番委員着席)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号73から81、85から86、91から94、96から97、99から100、103から104、106から115、117から121、123から125の継続の計画案について、事務局より一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号73、借り手は、藤沢市宮原■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■、■■■■■、以下、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

そのほか、41件、いずれも継続の計画ですので、詳細説明は議案書のとおりとさせていただきます。

受付番号73から受付番号81、受付番号85、86、受付番号91から受付番号94と、受付番号96、97、受付番号99、100、受付番号103、104、受付番号106から受付番号115、受付番号117から受付番号121、受付番号123から受付番号125、42件について、一括して説明させていただきました。

【議長】 それでは、一括して質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号73から81、85から86、91から94、96から97、99から100、103から104、106から115、117から121、123から125について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、受付番号82から83、87から90、95、98、105、116、122の新規計画案11件について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号82、借り手は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■、ほか■名、貸し借りする農地は、国分南■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間です。こちら、農業振興地域内、3件の新規の計画となります。以上、この案件につきましても、12月15日に事務局で現地を確認いたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われまます。

続きまして、受付番号83、借り手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■■■、貸し手は、今里■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間です。こちら、農業振興地域内、2件の新規の計画となります。こちらの案件につきましても、12月15日に事務局で現地確認をいたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農家と

りました。また、借り手は認定農業者で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

す。続きまして、受付番号90、借り手は、同じく■■■■■、貸し手は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■
■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間です。こちらは農業振興地域内、4件の新規の計画となります。以上、この案件につきましても、12月15日に事務局で現地確認をいたしました

が、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

す。続きまして、受付番号95、借り手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■
■■■■■、貸し手は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、■筆、貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。こちらは農用地区域内、1件の新規の計画となります。以上、この案件につきましても、12月15日に事務局で現地確認をいたしました

す。こちらは農業振興地域内、1件の新規の計画となります。以上、この案件につきましても、12月15日に事務局で現地確認をいたしました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われ

ます。

以上、受付番号82から83、87から90、95、98、105、116、122の新規計画案11件について一括して説明いたしました。

【議長】 それでは、一括して質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

まず、受付番号82について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、受付番号83について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号87について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、受付番号88について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、受付番号89について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、受付番号90について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。
続きまして、受付番号 95 について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。
続きまして、受付番号 98 について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。
続きまして、受付番号 105 について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。
続きまして、受付番号 116 について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。
最後に、受付番号 122 について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。
次に、議案書 27 ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地の一時使用についてを案件といたします。
受付番号 10 から 12 ですが、使用者、事業主、工事名が同じ、一時使用する農地も地続きであるので、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の 3 者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理しております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則として、農業委員会での確認後から現地を使用させていただくようにしております。

受付番号 10、申請地は、河原口字■■■■■■■■、現況地目、田、登

記簿地目、田、■■■平米のうち■■■■■■■平米、ほか■平米です。土地所有者は、上郷■■■■■■■、■■■■■■■、ほか■名、土地の使用者は、横浜市神奈川区金港町■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■■、執行役員支店長■■■■■■■、事業主は、海老名市勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、(仮称)上郷河原口線道路新設工事(アプローチ部)、目的は、残土置き場、工事ヤードとして使用したいとのことです。使用期間は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までです。

引き続きまして、受付番号11、申請地は、河原口字■■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米です。土地所有者は、河原口■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、土地使用者は、同じく株式会社■■■■■■■■■■■、執行役員支店長■■■■■■■、事業主は、海老名市長内野優、工事名、使用理由、使用期間も前述の受付番号10と同様です。

引き続きまして、受付番号12、申請地は、河原口字■■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米です。土地所有者は、河原口■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、ほか■名です。土地の使用者は、同じく株式会社■■■■■■■■■■■、執行役員支店長■■■■■■■、事業主は、海老名市長内野優、工事名、使用理由、使用期間も前述の受付番号10と同様です。

資料7-1が現地の案内図の写真、資料7-2に土地利用計画図、資料7-3に造成図面を配付しております。

以上、受付番号10から受付番号12まで一括して説明いたしました。

【議長】 それでは、地区委員の意見を一括でお伺いいたします。4番委員。

【4番委員】 ■■■の社員の方と海老名市の市の職員の方が来られまして、近隣には迷惑をかけないということと、返還の場合は完全なる原状復帰をいたしますということでしたので、問題はないと思われまます。

【議長】 それでは、受付番号10から12について、一括して質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一時使用については了承としたいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書28ページ30ページ、(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

28ページの農地法第4条の受付番号40、41、29ページから30ページの農地法第5条、受付番号53から58、合わせて8件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書28ページ、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年11月1日から11月30日までの間に届出がされたものです。受付番号40と41の2件で、田、0平米、畑、569平米、合計、569平米です。

続きまして、議案書29ページ、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年11月1日から11月30日までの間に届出がされたものです。受付番号53から58までの6件で、田、0平米、畑、263.75平米、合計、263.75平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承とさせていただきます。

次に、議案書31ページから36ページ、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号16から22について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権

長時間、大変ご苦労さまでした。